平成２１年（フ）第４３８号
兵庫県宝塚市清荒神１丁目８番８号
債務者　上田富美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４４０号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目１番10―1202号
債務者　小西　茂樹
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４４２号
兵庫県伊丹市下河原２丁目13番４号　荒井文化１号
債務者　大豊　則子（旧姓峠）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９５６号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目５番１―108号、前住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目10番21号
債務者　迫田あゆみ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７０号
兵庫県西宮市山口町上山口1204番地２　ボヌールヤマキ106号
債務者　西脇　隆映
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６号
徳島県三好市池田町シンマチ1387番地２、旧住所徳島県三好市池田町トウゲ70番地７
債務者　近藤　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第７１号
徳島県三好郡東みよし町昼間3790番地１
債務者　藤丸　律子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第７６号
徳島県三好市池田町マチ2334番地　勝瑞アパート
債務者　戸枝　好美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第１２０５号
北九州市小倉南区城野４丁目４番10号
債務者　寺田紀美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４３号
北九州市八幡西区本城学研台１丁目５番６号104
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４６号
北九州市戸畑区一枝４丁目５番15号
債務者　和田　智博
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２５７号
北九州市小倉北区常盤町12番１号
債務者　小野田裕美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５２５号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲818番地２
債務者　戸髙　雄次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２６号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲818番地２
債務者　戸髙　優子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５２号
宮崎市和知川原３丁目101番地　野上コーポ201号
債務者　溝渕　徹雄
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５４号
宮崎市大塚町宮田2953番地１
債務者　原田　秀則
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７１号
福島県郡山市並木１丁目２番地の11
債務者　石井　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
福島県郡山市咲田１丁目12番４号　咲田コーポ201号
債務者　小室　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係